

国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること

項目	諮問内容
1 医療費指数反映係数 (α)	医療費水準を納付金の配分に全て反映 ($\alpha = 1$)。
2 納付金の算定対象とする保険給付費の範囲	<p>医療分の保険給付費は、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費とする。</p> <p>なお、各市町村の出産育児一時金、葬祭費、保健事業費は、保険料水準を統一する場合は納付金の算定対象費用に含めることが可能とされているが、本県は当面は保険料水準の統一は行わないこととしているため、これらを納付金の算定対象費用に含めない。</p>
3 所得係数及び応能割と応益割の割合	<p>応能割と応益割の割合の算出は所得係数 (β) ※を使用。</p> <p>※所得係数 (β) = 県平均の1人当たり所得 ÷ 全国平均の1人当たり所得</p>
4 激変緩和措置について	<p>激変緩和措置は、被保険者1人当たりの納付金が制度改革前の納付金相当額と比べ、医療費等の自然増等の割合に1パーセントを加算した割合を超えて増加すると見込まれる場合に行う。</p> <p>ただし、国の激変緩和対策や激変緩和に必要とする費用額等を踏まえながら、各年度の納付金算定時に必要に応じ市町村と協議する。</p>
5 納付金の配分の算定方式	<p>3方式を採用する。</p> <p>(所得割、被保険者均等割、世帯別平等割)</p>
6 所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合	<p>所得割：資産割=100：0 (3方式のため、資産割を用いない。)</p> <p>均等割：平等割=70：30</p>
7 賦課限度額	国民健康保険法施行令のとおり。
8 高額な医療費の共同負担	特別高額医療費(レセプト1件当たり420万円超のうち200万円超部分)の共同負担を行う。